

第三工区における土地区画整理事業を見直した場合の基本的な考え方

安全で安心して快適な都市生活を送れるまちづくりを早期に実現するため、長期未着手の中神土地区画整理事業第三工区を廃止し、健全な市街地の形成に必要な公共施設を整備する。

〈公共施設の整備方針〉

道路整備

現在地区内に築造されている道路を有効利用した道路網を整備する。

- ① 現在築造されている市道を中心に整備する。
- ② 中神土地区画整理事業計画道路（以下、「計画道路」という）については、現況を見極め、必要に応じて整備（幅員の見直し含む）する。
- ③ 行き止まりの解消等が必要な場合は、道路の新設も含めて整備する。
- ④ 旧鉄道敷の市道は計画道路が接する箇所も含めて、有効利用のあり方を検討する。

公園整備

区域に接する「むさしの公園（立川基地跡地）」が整備されており、土地区画整理事業で予定している武蔵公園は地域の意向、関係機関調整等を踏まえた見直しを行う。

〈公共施設の用地確保の方法〉

買収を基本とし用地を確保する。

〈まちづくりの検討方法〉

・（仮称）まちづくり検討委員会の設置

地域の権利者を含む委員からなる（仮称）まちづくり検討委員会を設置し、公共施設の整備内容を検討する。

・地区計画の設定

道路及び公園整備を担保し、良好な都市環境を維持・保全するため、地区計画を定める。

※地区計画とは…地区計画は、地区の課題や特徴をふまえ、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけ、住民主体のまちづくりを進めていく手法です。